

英国及び米国に於ける映画規制の倫理

松川 俊夫

英国では、20世紀初頭より「市」等の地方議会レベルで特定の映画を上映禁止にすることが行われていたが、1912年には、映画の「自主規制（自主検閲）」を行うことを目的とした BBFC、「英国映画検閲委員会（The British Board of Film Censors）」が設立された。BBFC は行政機関よりは独立していたが、後述する米国の「映画制作倫理綱領管理局」のように映画業界によって直接的に設立されたものではないので、厳密に言えば自主規制という言葉はあまりふさわしくないかもしれない。しかし、あくまでも国や地方公共団体の立法による規制や警察等の行政による介入を回避するために、つまり、映画を制作・配給する側の自主性を確保するために BBFC の「検閲」が行われたことは否定できない。広い意味での「自主規制」に当たると言っても問題はない。

米国では、1930年に「映画制作倫理綱領(The Motion Picture Production Code)」、通称「ヘイズ・コード」が MPPDA、アメリカ映画制作者配給者協会 (Motion Picture Producers and Distributors of America, Inc.) によって制定されたが、制定後しばらくの間、厳格には守られなかった。しかし、1934年より 映画制作倫理綱領管理局 (Production Code Administration, PCA) の下、ヘイズ・コードは極めて厳格に適応され、1960年代に到るまで一応は遵守されたのである。また、1970年代に到るまで英国と米国ではレーティングについて全く異なった考え方が採用されていた。英国では、1913年に映画の分類を開始され、BBFC に提出された映画は上映禁止指定、「カテゴリー U (一般向け)」「カテゴリー A (大人向け)」に分類された。1932年には「カテゴリー H (ホラー指定、子どもに見せないように勧告)」が追加され、以後、分類は複雑になっていく。それに対して、米国ではヘイズ・コードの下では原則としてレーティングは実施されなかった。全ての観客に適した一般向け映画しか許可しない、という基本方針を PCA が採ったからである。

さて、「ヘイズ・コード」は、「(「ヘイズ・コード」制定当時の倫理観に基づいて) 映画作品は「倫理的悪」をもたらしてはならないだけでなく、「倫理的善」をもたらさなくてはならないと明確に規定し、映画を言わば「道德教育機関」として位置づけていた。ヘイズ・コードには次の条文がある。

「映画がエンターテインメントとしてのそれ自身のフィールド内部に於いても、精神的あるいは道德的進歩、より高いタイプの社会生活、及び十分に正しい思考に対して直接的な責任を持つかもしれないことを映画制作者は知っている」。

「それを見る人の道德的基準を下げる映画はいかなるものでも制作されない」。

「ドラマとエンターテインメントとが必要とする範囲内で、生活の正しい基準が示されるものとする」。

ヘイズ・コードは、「道德的悪」である映画の制作を禁止しているだけでなく、「道德的善」を観客に教示する映画を作ることを求めるものであったのだ。

このようなヘイズ・コードを基礎付けている倫理的テーゼは「リーガル・モラリズム」と「パターナリズム」であると言える。

「リーガル・モラリズム」は一般に、特定の倫理にかなわない行為の実践を法的に禁止することであると理解されるが、ファインバーグは「リーガル・モラリズム」を次のように定式化している。

「リーガル・モラリズム（通常の狭い意味での）：行為者もしくは他の人々に危害と不快の念のいずれも引き起こさないとしても、或る行為¹が本来的に不道徳であるという根拠で、行為を禁止することは道徳的に合法的であり得る」。

なお、以上の定式は「立法」に関するものであるのでリーガルとされているのだが、ヘイズ・コードのような倫理綱領に関する議論にも問題なく適用可能である。また、BBFCの検閲活動に関しても、個々の映画のレーティングや上映禁止勧告を一種の「判例」と見なせば、BBFCについてもリーガル・モラリズムを援用しているか否かの議論は可能であろう。

リーガル・モラリズムはパターンリズムと合体し、ファインバーグの言う「モラリスティックなリーガル・パターンリズム」となる。

「モラリスティックなリーガル・パターンリズム（パターンリズムとモラリズムが「モラル的な危害」という疑わしい概念によって重なり合うところ）：行為者自身に対する（身体的、心理的、あるいは経済的な危害とは全く異なる）モラル的な危害を予防することがおそらく必要であるとされることは、提案された禁止令を支持する十分な理由である。（道徳的な危害は、自分の身体、精神、あるいは富に対する危害と全く異なる、「自分の性格への危害」「より悪い人格になること」である）」。

先に引用した「それを見る人の道徳的基準を下げる映画はいかなるものでも制作されない」という文言が如実の物語るように、ヘイズ・コードを支える倫理学テーゼはまさに、この「モラリスティックなリーガル・パターンリズム」なのであった。

さて、米国のヘイズ・コードに対し、英国のBBFCは、ヘイズ・コードのような「成文化された」倫理綱領は作成しなかった。しかし、BBFCは1913-15年の3年間の実績を踏まえ、どのようなシーンがカットの対象となったかを纏めた。これは、当時のBBFCの委員長であったT.P.オコーナーの名を取って「T.P. オコーナーの43の『削除のための根拠』(T.P. O'Connor's 43 'Grounds for Deletion')」と呼ばれ、1916年に発表された。以下に訳出しておく。

T.P. オコーナーの43の「削除のための根拠」

1. はしたない、あいまいな、そして、不敬なタイトルとサブタイトル
2. 動物虐待
3. 神聖な主題を不敬に扱うこと
4. 過度な飲酒のシーン
5. 上演に際しての品のない付随する出し物
6. 犯罪者の手口
7. 小さな子どもの虐待及び成人、特に女性に対する過度の虐待や拷問

*1Joel Feinberg, "Harm to Others", pp.26-27.Oxford.U.P.等

8. 不必要な下着の露出
9. 大量の出血をみせること
10. 裸体
11. 行為や服装における攻撃的な粗放さや不品行
12. 無作法なダンス
13. 過度に情熱的なラブシーン
14. 適切さの限界を乗り越す入浴シーン
15. 論争の的となる政治に対する言及
16. 資本と労働者の関係
17. 公共の品格と制度をけなす傾向があるシーン
18. 戦争の現実的な恐怖
19. 敵に情報を与えることが計画されているシーンや挿話
20. 我々の同盟国をけなす傾向を持つ挿話
21. 国王のユニフォームを軽蔑したり嘲笑したりするシーン
22. 英国人官吏が憎むべき者として見られたインドを扱う主題、さもなくば、イギリス人官吏、植民地政府の不忠実をほのめかそうと試みる主題、あるいは大英帝国内での英本国の威信に不評に被らせる主題。
23. 戦争の悲劇的な挿話の行き過ぎた利用
24. おぞましい殺人・絞殺シーン
25. 死刑執行
26. 硫酸をかけた結果
27. 麻薬、例えば阿片、モルヒネ、コカインなどの常習
28. 白人性奴隷売買を取り扱う主題
29. 少女たちを計画的に誘惑することを扱う主題
30. 「初夜」のシーン
31. 不道徳を連想させるシーン
32. わいせつな性的状況
33. デリケートな夫婦間の性行為を強調する状況
34. 同衾する男女
35. 不倫
36. 売春と売春斡旋
37. 女性たちに対する犯罪的襲撃の実行を示す挿話
38. 先天性、後天性を問わず、性病の結果を描写するシーン
39. 近親相姦関係を連想させる挿話
40. 「民族自滅」に関連するテーマと言及
41. 出産
42. 売春宿でのシーン
43. 月並みなキリスト像の具体化

さて、以上のような「T.P. オコーナーの43の『削除のための根拠』」を根拠付けていると思われる倫理的テーゼは何であろうか。ヘイズ・コードと同様に「リーガル・モラルリズム」と「パターナリズム」とを見て取ることは不可能ではない。しかし、「T.P. オコーナーの43の『削除のための根拠』」を根拠付けている主要な倫理的テーゼは、「危害の原則」と「不快の原則」である。

ファインバーグは「危害の原則」と「不快の原則」とをそれぞれ、次のように定式化している。

「危害の原則：刑法立法が、行為者（行為することを禁じられるであろう者）以外の人々に対する危害を予防する（排除する、軽減する）ことにおそらく効果があり、かつ、他の価値あることをより犠牲にすることなく同等に有効な他のどの^{*1}ような手段もおそらく存在しないことは常に、その刑法立法を支持する十分な理由である」。

「不快の原則：提案された刑法上の禁止が、行為者以外の人々の深刻な不快の念を予防することにおそらく必要であり、もし制定されたならおそらくその目的に対する有効^{*2}な手段となることは常に、その提案された刑法上の禁止令を支持する十分な理由である」。

「T.P. オコーナーの43の『削除のための根拠』」では、「危害 (harm)」よりも「不快 (offense)」の方が多く扱われているとも言えようが、「危害」と「不快」とは厳密に区別するのが難しく、区別をするに際しての「存在論的な」理由付けも複雑になる。ここでは、例えば、22の「英国人官吏が憎むべき者として見られたインドを扱う主題、さもなくば、イギリス人官吏、植民地政府の不忠実をほめかそうと試みる主題、あるいは大英帝国内での英本国の威信に不評に被らせる主題」は現代人から見れば「不快」に過ぎないが（あるいは、「不快」ですらない）、20世紀初頭の英国エスタブリッシュメントにとっては「危害」以外の何ものでもなかったことを指摘しておくに留める。

なお、BBFCは、1948年に映画を検閲するための3つの基準を提示している。

- ・ストーリー、挿話もしくは対話は、悪徳や犯罪を軽く見て大衆の道徳的基準を害したり、道徳的基準を低下させたりする可能性が高くはないか？
- ・ストーリー、挿話もしくは対話は、理をそなえた映画館観客に不快の念を与える可能性が高くはないか？
- ・ストーリー、挿話もしくは対話は、子供たちにどんな影響を与えるであろうか？

一番目の基準は、「モラリスティックなリーガル・パターナリズム」に関するものである。そして、二番目の基準は「不快の原則」に関するものであり、異論があるかもしれないが、三番目の基準は（未成年者を念頭に置いた）「危害の原則」に関するものである。

英国のBBFCが米国のMPPDAやPCAとは違って、「不快の原則」「危害の原則」を当初から重視していたことは注目に値することである。

なお、米国のヘイズ・コードは1960年代になると徐々に遵守されなくなっていき、1970

*1ibid.

*2ibid.

年代には実質的に廃止されることになる。それに対して、英国の BBFC は 1960 年に、「BBFC は公衆道徳の守護者) ではない」と宣言し、1970年代には上演禁止指定を受ける作品はなくなっていった。つまり、「モラリスティックなリーガル・パターンリズム」は完全に放棄されたのである。そして、1985年に BBFC は、略称は同じ BBFC であるが、英国映画分類委員会 (British Board of Film Classification,) と改称されたのである。

以上、映画規制に於ける米国・英国の方法を概観したが、その今日的意義とは何であるうか。「モラリスティックなリーガル・パターンリズム」を掲げた米国のやり方を非とし、「危害の原則」と「不快の原則」を中心とする英国のやり方の先進性を是とするのは現代に於ける「正論」かもしれない。しかし、今日のメディアのコンテンツ規制の議論をする際にも、「モラリスティックなリーガル・パターンリズム」が全く無効であるわけではない。日本民間放送連盟の放送基準は 1959 年に制定され、その後幾度か改訂されてきた倫理綱領である。その 3 章「児童および青少年への配慮」には次のようにある。

(15) 児童および青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感、正しい勇気などの精神を尊重させるように配慮する。

(16) 児童向け番組は、健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避けなければならない。

また、4 章「家庭と社会」には次のような項目がある。

(23) 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。

(24) 結婚制度を破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。

(25) 社会の秩序、良い風俗・習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わない。

(26) 公衆道徳を尊重し、社会常識に反する言動に共感を起こさせたり、模倣の気持ちを起こさせたりするような取り扱いはしない。

確かに、事実上、放送電波が「垂れ流し」状態になる地上波の放送については、ケーブル放送やブロードバンド放送とは異なった倫理的根拠による倫理綱領が必要であるとの考え方は全く不条理であるとは言えない。現代に於いても、各種メディアの倫理規制を考えるに際して、20 世紀前半に於ける英国・米国の映画規制についての「事例研究」は有効であると結論できよう。